

## 弔事規定

この弔事規定は、香芝・旭ヶ丘ニュータウン自治会の会員(家族を含む)に適用する。

### (弔事連絡)

第1条 会員は、死亡の事実があった場合、別に定める弔事連絡用紙に、次の事項を記入して当該班長を通じてブロック長に連絡する。

- ・死亡された方の氏名、年齢
- ・喪主
- ・通夜、告別式の日時・場所

### (弔慰金)

第2条 世帯主またはその配偶者が死亡したときは10,000円、世帯主と同居する父母、義父母、子女が死亡したときは、5,000円をお供えする。

### (弔電)

第3条 弔電は、自治会を代表して自治会長名で送る。

### (通夜、告別式の参列)

第4条 会長は自治会を代表して、通夜、告別式に参列する。ただし、会長が参列できない場合には代わって他の役員が参列する。

### (手伝い)

第5条 班長は、当該班内において通夜、告別式を行うことが判明した場合、班内より数人の人員を選任して、受付、弔問客へのお茶などの手伝いを行う。

### (その他)

第6条 自治会への返礼は廃止する。

### 附 則

この規定は、平成14年7月15日から施行する。